⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定技術者の確認　落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。

また、落札者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有

⑻　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑼　低入札価格調査を受けた者との契約について

①　低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。②及び③も同様。）の10分の３以上とする。

②　低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

③　低入札価格調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の３に相当する額とする。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　４の⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２の⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者であっても、４の⑶により申請書、確認資料及び技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑿　契約締結後のＶＥ提案

①　受注者は、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書による。

②　ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

③　発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⒀　電子入札について

①　電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

②　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（北陸農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/pdf/kijun_02.pdf）によるものとする。

⒁　第１回の入札に際し、入札書に記載される入札金額の内訳金額を入力した工事費内訳書を提出すること。

⒂　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり実施する。

①　監督体制の強化等

ア　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費等、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

さらに、「施工段階確認実施要領」（令和３年３月30日付け２農振第3742号農村振興局整備部設計課長通知）等に基づき、施工段階確認について、重点的に確認すべき時期及び内容等を受発注者間で確認し、施工計画書に明記しなければならない。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ　下請契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は北陸農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、配置予定技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

a　工事成績70点未満の評定を通知された者

b　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

c　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

d　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

⒃　低入札価格調査対象工事に係る対策について

①　次に示す段階において、監督職員が文書により受注者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ　下請け契約状況調査における下請支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

②　①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において北陸農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式による加算点を50％減ずる。

③　①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が２か年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、北陸農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずることがある。

④　本工事の工事成績評定表の評定点合計が65点未満の場合、評定通知日から１年間、②と同様の措置を講ずる。

⒄　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。